

定額減税補足給付金（不足額給付②）Q & A

Q1 本人から手続きを行わないと、支給を受けられませんか。

確認書での申請が必要です。期限（令和 7 年 10 月 31 日（金））までに紙での申請やオンライン申請をお願いします。

Q2 令和 6 年 6 月以降に支給された定額減税補足給付金（調整給付）を受給していなくても、不足額給付を受けることはできますか。

不足額給付の対象要件を満たしていれば、給付対象外で調整給付金を受給していなかったとしても、不足額給付を受給することができます。ただし、調整給付金の受給対象であったが受給されなかった場合、不足額給付の支給時に受け取ることができるのは不足額給付支給分のみであり、調整給付金分を上乗せして受給することはできません。

Q3 対象とならない方は？

- ・不足額給付②の対象者は扶養者本人分のみです。被扶養者は対象となりません。
- ・定額減税前の令和 6 年分所得税額及び令和 6 年度分個人住民税所得割額が、ともに 0 円の方は、対象外です。
- ・所得税及び個人住民税において既に定額減税（（本人＋扶養人数）×4 万円）を受けている方、又は合計所得金額 1,805 万円超の方も、定額減税補足給付金（不足額給付②）の対象外です。

Q4 個人住民税所得割額とは何か？

個人住民税には、広く均等に負担していただく均等割と、一定の基準を超えた所得がある方に所得額や控除額に応じて税額を算出し、ご負担いただく所得割があります。定額減税では所得割から減税することになります。

Q5 これから還付申告（医療費控除、住宅ローン控除等）を行う。不足額給付をもらえますか？

基準日（令和 7 年 7 月 7 日）の時点で本市が把握した令和 6 年分所得税情報と令和 6 年度分住民税情報に基づいて対象者や支給額を決定します。基準日の後に税額変更等が生じても、それによって改めて対象者や支給額の決定は行いません。

Q6 支給対象者が死亡してしまった場合は支給対象となるのか？

確認書の提出をする前に支給対象者が死亡した場合は対象になりません。

Q7 すでに令和 5 年度住民税非課税世帯や均等割のみ給付を受給していても支給対象となるのか？

それぞれの支給要件を満たしている場合は、あわせて受給することが可能です。

Q8 支給対象者と振込先口座の名義人が異なる場合はどうすればいいか？（代理人の場合など）

郵送での申請をご利用ください。確認書の署名欄に支給対象者の署名を記入後、「口座名義人が支給対象者と異なる場合」に必要な事項を記入し、添付書類とともに返信用封筒でご返送ください。※WEB 申請では申し込みはできません。

Q9 振込に使用できない銀行はあるか？（ネット銀行など）

通常の金融機関のほか、ネット銀行でも振込可能です。国外金融機関口座への振込はできません。

Q10 確認書を提出後、どのくらいの期間で振込となりますか？

確認書を受け取り、内容を確認しますので、振込までの目安としては確認書提出後 1 ヶ月となります。

Q11 給付金は課税対象か？

「物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律施行規則」に基づき非課税であり、差押え等ができないものとなります。